

不登校児童生徒への支援の在り方について検討をする「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後重点的に実施すべき施策の方向性についての報告書がまとめられましたので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

4 初児生第10号
令和4年6月10日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 重 隆 信
(公 印 省 略)

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「令和2年度問題行動等調査」という。）によると、小・中・高等学校等における不登校児童生徒数は239,178人であり、過去最多となっております。これまでも、不登校児童生徒に対する支援については、平成28年7月の不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」や長年にわたる不登校施策に関する通知内容を改めて整理した「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日元文科初第698号）等を周知し、施策の推進を図ってきたところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化、子供たちの教育の在り方や学び方への影響、GIGAスクール構想による一人一台端末などのICT環境の整備をはじめとするDX推進など、従来とは異なる状況が教育現場等を取り巻く中、不登校児童生徒への支援の在り方についても、これまでの施策を礎にしつつも、新たに付加すべき視点がないかを今一度検討し、優先的・重点的に実施すべき方策を整理することが求められています。

こうしたことから、令和3年9月より、文部科学省において「不登校に関する調査研究協力者会議」（以下、「本有識者会議」という。）を設置し、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する検討を行い、今般、その報告書が取りまとめられました（別添1及び別添2参照）。

については、貴職におかれては、今後重点的に実施すべき施策の方向性として、報告書及び下記の事項を踏まえ、引き続き、関係部署、関係機関と連携しつつ、不登校児童生徒への支援に関する取組について御尽力いただきますよう、よろしくお願いします。なお、不登校児童生徒への支援の在り方については、令和元年10月25日付けで発出した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」も併せて御参照ください。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1. 教育機会確保法及び基本指針（※）の学校現場への周知・浸透（報告書8ページ）

本有識者会議において、教育機会確保法及び基本指針について、学校現場への周知が進んでおらず、法の趣旨に基づく対応が十分に浸透しているとは言い難い状況であると指摘されています。同様のことが法施行後3年以内に実施される施行状況の見直しの議論の中でも指摘されているため、改めて学校や教職員に対する法の考え方に関する研修等を行い、児童生徒との信頼関係が構築され、児童生徒の発達段階や様々な背景等に基づく児童生徒理解が行われるようお願いします。また、教育関係者だけでなく、地方自治体において支援の条件整備に関わる福祉・医療関係部局や財政担当部局の関係者にも法の趣旨が正しく理解されることが重要であるとの指摘もあることから、御配慮いただきますようお願いいたします。

（※）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 平成28年12月公布

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（文部科学大臣決定）平成29年3月

2. 心の健康の保持に関する教育の実施及び一人一台端末を活用した早期発見（報告書12ページ）

様々な強いストレスや困難な事態等に直面した際に、児童生徒が自らの心の状態を理解し、適切な援助を求めることができること、また、悩みを抱えた友人等の感情を受け止めて理解しようとし、周囲の大人に相談することを学ぶことが重要であるため、学校において、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）が連携しつつ、SOSの出し方に関する教育を組織的に進めていくことが必要です。また、その際には、教育課程や年間指導計画等に位置付けることや、児童生徒のSOSを教職員や周囲の大人が適切に受け止め対応できるよ

う、教職員に対する研修や保護者学習会等の実施も併せて御検討をお願いします。

GIGAスクール構想による一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちを可視化し、個々の児童生徒の状況を多面的に把握する取組も、一部の地方公共団体において進められているところであり、ICTを活用することでこれまで見過ごされていた児童生徒の変化に気付くきっかけになるなど、困難を抱える児童生徒の早期発見や早期対応が可能になるとともに、教職員の児童生徒を観察するスキルの向上も期待されます。各教育委員会等におかれては、ICTを活用した教育相談体制の構築にも積極的に取り組むよう、お願いします。

3. 不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握のための、スクリーニング及び「児童生徒理解・支援シート」を活用したアセスメントの有機的な実施（報告書14ページ）

学校において児童生徒の表面化しにくい問題を早期に客観的に把握し、支援ニーズを適切に把握するため、全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施や、気になる事例を学級担任や養護教諭、SC・SSWが洗い出すスクリーニング会議の実施、それによって把握した児童生徒のアセスメントや具体的な支援につなげていくためのケース会議の開催等を有機的につなげていき、学校が取組として機能させていくことが有効であるとされています。児童生徒の抱える困難の早期解決に至るよう、このような取組を各学校が自ら実施可能となるよう、各教育委員会等におかれては、学校や教職員の理解を得るための研修の実施や人材の確保等を含めた教育相談体制の整備等を進めていただくよう、お願いします。また、実施の際には、文部科学省が作成・公表した「スクリーニング活用ガイド」や「児童生徒理解・支援シート」等も御参照ください。

4. 不登校特例校設置の推進（報告書19ページ）

不登校特例校は教育機会確保法において、国や地方公共団体の努力義務として設置促進が求められていますが、教育支援センターや民間団体等とも連携を図りつつ、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上等、進学にも良い影響を与えるなどの効果が見られていることから、文部科学省としても設置を促進していきたいと考えております。ついては、各都道府県・政令指定都市等教育委員会及び都道府県の私立学校担当等におかれては、その設置について積極的な御検討をお願いします。その際には、不登校特例校と夜間中学との連携や分教室型の設置も可能であること、市町村立のみならず、県立の不登校特例校を設置する場合、教職員給与に関する経費を国庫負担の対象としていること等も御考慮いただきますようお願いいたします。

5. 学校内の居場所づくり（校内の別室を活用した支援策）（報告書17ページ）

児童生徒が学校や教室に居づらくなったり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内で安心して心を落ち着ける場所があり、個

別の学習指導や相談支援を受けることができれば、早期に学習や進学への意欲を回復する効果が期待されます。各教育委員会等の主導の下、オンラインやICTの活用も視野に入れつつ、校内の別室を活用した「校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）」の設置を御検討いただくようお願いします。

なお、従来使用していた「適応指導教室」の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、「教育支援センター」若しくは各教育委員会等において工夫された名称としていただくよう、御検討をお願いします。

6. フリースクール等民間団体との連携（報告書 19 ページ）

不登校の要因や支援ニーズは多岐に渡り、その全てを学校・教育委員会のみで担うことは限界があるため、不登校児童生徒の支援を実施する際には、国・地方公共団体は民間団体その他の関係者相互の密接な連携の下で施策を実施するよう、教育機会確保法及び基本指針に規定されています。文部科学省においても、令和2年度から実施している「不登校児童生徒に対する支援推進事業」において、教育委員会等とフリースクール等の民間団体が連携し、不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行う不登校児童生徒支援協議会の設置や、教職員研修会、保護者向け学習会等を実施する際の経費の一部を補助しておりますが、引き続き、当該事業等も活用しつつ、対話を通じた双方の顔が見える関係の構築を行っていただくようお願いします。

7. ICT等を活用した学習支援等を含めた教育支援センターの機能強化（報告書 21 ページ）

「令和2年度問題行動等調査」によると、不登校児童生徒のうち、約3割が学校内外の相談・指導につながっていないという結果が出ています。その中でも特に学習意欲等があるにも関わらず、遠隔地に居住していること等により、近隣に学習や相談を行う施設等がないような児童生徒や家庭にとじこもりがちな児童生徒に対しても、適切な教育機会を確保することは重要であることから、都道府県や政令指定都市等が、ある程度広域を視野に入れつつ、ICTやオンラインの特性等を活かした学習支援や体験活動、家庭訪問等を含めたアウトリーチ型支援を一括して行うような「不登校児童生徒支援センター」（仮称）を設置することも有効な手段の一つとして考えられることから、選択肢の一つとして御検討ください。

8. 教育相談の充実（オンラインカウンセリングを含む）（報告書 24 ページ）

学校における教育相談体制の整備の在り方等については、これまでも累次にわたって中央教育審議会答申や教育相談等に関する調査研究協力者会議報告等で取りまとめられているところですが、学校や教職員がSC・SSWの職務や役割を理解していない、SC・SSWが学校における自らの職務を理解していない等により、効果的な活用が行われていないのではないかと指摘がなされています。ついては、報告書に示す事例や文部科学省において作成している活

用事例集等を御参照いただき、校長のリーダーシップの下、学校の不登校支援の取組や教育相談体制の中に専門スタッフであるSC・SSWが仕組みとして位置付けられ、チーム学校の中で児童生徒の問題解決につながるような体制が構築できるよう、これらの一連の流れを教職員やSC・SSWが実践として学べるような研修（模擬ケース会議等）を実施いただくなど、各教育委員会における取組の充実を図っていただくよう、お願いいたします。

また、コロナ禍による影響が長期化する中、ICT等を活用したオンラインカウンセリング等も児童生徒の心身の状況を把握する上で一定の効果が期待できると考えています。実施に当たっては、「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進について」（令和2年5月14日事務連絡）に示す一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」にも御配慮いただきますようお願いいたします。

9. 家庭教育の充実（報告書30ページ）

令和3年10月に公表した「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」によると、不登校児童生徒の保護者は本人と同様に大きな不安を抱えており、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」、「子どもにどのように対応しているのかわからなかった」などといった回答も見受けられるため、児童生徒への支援とともに、保護者が抱える不安や困難に寄り添った支援を行っていくことも重要です。文部科学省においても、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、「家庭教育支援チーム」の取組を進めており、このような仕組みを利用しながら、不登校児童生徒の保護者を支援する民間団体等とも連携した保護者への支援について推進していただくようお願いいたします。また、本有識者会議においても、不登校児童生徒を抱える保護者の経験が蓄積され、共有されるべきとの意見もあり、当事者目線で語られる経験は同じ悩みを抱える保護者の大きな支えや前進力となるため、親の会や保護者同士の学習会などの情報を教育委員会や教育支援センター等が把握をし、保護者へ情報提供すること等も効果的であると考えています。文部科学省では、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」において、保護者の会や保護者向け学習会等を実施する際の経費等も補助しているため、このような事業の活用を含め、保護者に対する支援についても積極的に御検討いただくよう、お願いいたします。

10. その他

○ 学校外における学習活動や自宅におけるICTを活用した学習活動について、一定の要件の下、指導要録上の出席扱いとなる制度について、校長を含め教職員への理解が進むよう、研修等において周知徹底を図っていただくよう、お願いいたします。

以上

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

電話：03-5253-4111（内線：3299）

FAX：03-6734-3735

E-mail：s-sidou1@mext.go.jp